

立川市オープンデータ推進に関する指針

本指針は、国が制定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、立川市（以下、「本市」という。）においても公的データの活用を推進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を促進し、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

第一章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1 オープンデータを推進する意義

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼を高めることができる。

(2) データの共有及び協働による地域課題の解決、市民生活の向上

市民や企業、民間団体等と本市が保有するデータを共有することで、本市における地域課題を協働により解決するための基礎とする。また、民間のデータと組み合わせることで、民間からも、市民生活を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できるようになる。

(3) 地域経済の活性化

本市が保有するデータの編集、加工、分析などを行い市場経済の幅広い段階で活用することで、多彩な分野において新たなビジネス又はサービスが創出され、地域活動の活性化及び市内企業の振興に寄与する。

2 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 市が保有する情報は、市自らが積極的に公開する。ただし、費用対効果について十分に考慮し、効率的に取り組むを進める。

(2) 市民ニーズを考慮しながら、取り組み可能なデータから速やかに着手し、実績を蓄積する。

(3) 営利目的、非営利目的を問わず活用を推進する。

(4) 可能な限り、機械判読可能で、二次利用が容易な形式で公開する。

3 推進体制

オープンデータは、広報課、行政経営課、情報推進課、総務課を中心に全庁的な体制によって推進する。

データの作成、確認、掲載、更新等については、各所管課が行う。なお、データについての著作権の権利関係及び非公開情報の有無については、各所管課で確認を行う。

4 本指針の改定

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改定していくものとする。

第二章 オープンデータの推進に関する具体的取組

1 オープンデータ化の対象及び公開方法

(1) 公開対象

現在市ホームページで公開しているデータのうち、原則機械判読が可能で、二次利用が可能な形式で公開できるものから、順次公開を行う。ただし、以下に該当するデータは対象としない。

- ①第三者の権利が含まれているデータ（当該第三者から許諾を得たものは除く）
- ②法令又は条例等の規定により二次利用が制限されているデータ

(2) 重点分野

以下に挙げる分野については、積極的にオープンデータ化を検討する。

- ①統計情報
- ②人口に関する情報
- ③防災や減災に関する情報

(3) 公開方法

オープンデータは、本市ホームページへの掲載により公開することを基本とする。

2 オープンデータの基本的なルール

(1) 機械判読に適したデータによる提供

原則として、コンピュータでの機械判読が可能であり、かつ特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）とする。ただし、エクセルファイル等、機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合には、公開し、順次、機械判読が容易な形式に変換する。

(2) オープンデータとして提供した情報の二次利用の原則

オープンデータとして提供した情報は、二次利用を認めることを原則とする。情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、可能な限り「CC-BY」による公開を検討する。

(3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

本市が保有する情報のうち、個人・法人等の第三者が著作権その他の権利を有している情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件等の取り扱いについては、当該情報を提供したものと協議を行い決定するものとする。

(4) 利用上の禁止事項

不法行為及び公序良俗に反する取組に利用しないこと。

(5) 二次利用のために必要な情報及び免責事項

- ①情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。
- ②公開する情報は、細心の注意を払い作成を行うが、正確性、完全性、有用性についての保証をするものではない。また、市の活動に関する一部の情報であって、その全てを網羅するものではない。
- ③公開する情報は、公開時点における情報であり、事前予告なく、公開した情報の名称、内容等の改変や削除、データの公開中止を行う可能性がある。
- ④公開するデータの利用により、利用者等に損害が発生した場合、また、オープンデータとして提供した情報を二次利用したものが作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わないものとする。

3 利活用促進のための取り組み

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の向上につながるなど、本市にとって有益な効果をもたらすことが期待できることから、市民、企業、民間団体等の利用者ニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利活用促進の取り組みについては、

その趣旨及び内容を検討した上で、支援、連携、協働により積極的に推進する。

【参考】

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。公共データをオープン化することにより、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が期待されている。

世界最先端 IT 国家創造宣言

世界最高水準の IT 利活用社会の実現に向けて、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成 25 年 6 月に閣議決定。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置づけられている。

電子行政オープンデータ戦略

公共データの利用促進に集中的に取り組むため、平成 24 年 7 月に IT 戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略

機械判読

コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。

二次利用

原作品を引用・転載・加工等して利用すること。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするため、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

CC-BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンス標記の一つ。原作者のクレジット(氏名、作品タイトル、URL)を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

CSV

Comma Separated Value の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。